

大阪府新生児聴覚検査から支援までを遅滞なく円滑に実施するための手引き 目次

はじめに	3
I 聴覚障がい児とその保護者支援	4
1 聴覚障がい（もしくはその疑いがある）児とその保護者支援	5
2 きこえの相談窓口について	5
コラム「ひだまり・MOE」	6
3 早期支援の必要性	7
(1) 早期支援の目的	7
(2) 親子関係確立の援助	7
4 保護者への支援において特に配慮すべき事から	8
5 コミュニケーションの方法	9
(1) 聴覚口話法	9
(2) 手話	9
(3) 指文字	9
(4) キュードスピーチ	10
コラム「福祉情報コミュニケーションセンター」	10
コラム「手話言語」	11
コラム「こめっこ」活動について	12
II 障がい福祉サービス等について	13
1 障がい福祉サービス等一覧	14
(1) 児童発達支援	14
(2) 保育所等訪問支援	14
(3) 障がい児相談支援	14
2 障がい福祉サービス等を利用するまでの流れ	15
コラム「セルフプランとは」	16
III 関係機関の役割	17
1 市町村の役割（福祉分野）	18
2 大阪府の役割（福祉分野）	19
(1) きこえの相談	19
(2) 障がい児等療育支援事業	19
(3) 軽度・中等度難聴児への補聴器購入費の交付	19
3 療育機関等の役割	19
コラム「療育機関の一日①」	20

コラム「療育機関の一日②」	20
4 教育機関の役割	21
コラム「早期教育相談では、どんなことをしていますか。」	21
IV 支援に関する Q&A	22
V 資料・様式	24
1 関係機関リスト	25
(1) 精密検査実施医療機関	25
(2) 周知・啓発資料	27
(3) 早期支援・相談機関	29
(4) 市町村保健センター	30
(5) 府保健所	32
2 聴覚障がい児（家庭）への公的助成制度	33
参考 身体障害者福祉法による身体障害者障害程度等級表	35
コラム「補聴器と人工内耳」	36
3 用語解説	37
4 参考文献	38

はじめに

平成 29 年度、大阪府では、新生児聴覚検査における要精密検査者、要治療者、要療育者が、適切な支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、療育の各分野の関係者がそれぞれの役割を踏まえ、連携できる体制整備を図ることを目的に、「新生児聴覚検査関係機関連携会議」を設置し、情報共有、意見交換等を行いました。そして、関係者が連携しながら、新生児聴覚検査を効果的に行い、聴覚障がいを早期に発見し、早期支援につなげることを目的とし、主に保健・医療分野における「大阪府新生児聴覚検査事業の手引き」を作成いたしました。

その後、国（厚労省・文科省）における「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の最終報告（令和元年度）を踏まえ、保健・医療分野から福祉分野の早期支援（療育や手話の習得など）へより適切に遅滞なくつなげることを目的に、「大阪府新生児聴覚検査事業の手引き」の続編として、本手引書を作成しました。

聴覚障がい児とその保護者の支援をさらに充実するために、本手引書をできるだけ多くの関係機関の方々に有効に活用していただき、新生児聴覚検査事業をより有益で実効性のあるものとし、療育等支援に円滑につなげる一助としていただきますようお願いいたします。

令和4年3月

I

聴覚障がい児とその保護者支援



I 聴覚障がい児とその保護者支援

1 聴覚障がい（もしくはその疑いがある）児とその保護者支援

乳幼児の言語力及び言語性認知能力の発達は、単にコミュニケーション力だけでなく、子どもの情緒面や社会性の発達とも大きく関連しています。

乳幼児は、聴覚により音声言語を獲得し、それらを基礎に思考し、他者とのコミュニケーションを図ったり、さまざまな物事への理解を深めたりしていきます。聴覚障がい児にとっては、障がいが高・重度になると音声言語をはじめとする音によって得られる情報が欠如しますが、これまでのさまざまな知見により、療育^{*}等の支援を早期に開始することが、子どもの言語力や言語性認知能力を高めるために効果があるとされています。しかし、聴覚障がい児は多様です。そのためさまざまな角度から個々の能力を引出し、発達・成長していくことができるように多分野の専門家の協力を得てアプローチしていくことが聴覚障がい児への支援の本質といえます。

保護者自身、心配や不安といった精神的な負担を抱えながら子育てをしていることが少なくありません。子どもと接する時間の長い母親に対しては、その負担が過重にならないように、周囲のサポートも得られるよう助言することも重要です。保護者のメンタルケアも含めて、支援の果たす役割は大きなものとなってきます。

^{*}療育等・・・言語獲得のための種々の取組を含む

2 きこえの相談窓口について **★確定診断前からご利用いただけます。**

大阪府では、保護者の心理的支援を含む専門の相談窓口「ひだまり・MOE」（P.6、29 参照）を大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターに設置し、療育機関（P.20、29 参照）と連携しながら、きこえについてのご相談を幅広く受けています。

新生児聴覚スクリーニング検査で「お子さんの耳がきこえていないかもしれません」（リファア）と知らされたばかりの保護者に、確定診断前でもご相談に来ていただけます。

確定診断を経て、聴覚障がいがあることが確定した場合には、速やかに早期支援につながるよう、保護者の希望に沿った支援情報を提供しています。

療育等については、相談を行いながら、療育機関や聴覚支援学校などの関係機関につなぎ、より詳しい情報の提供や専門的な支援を行っています。また、医療機関や市町村などからの相談にも対応します。

コラム「ひだまり・MOE」

ひだまり・MOE は、「お子さんのきこえ」について、相談・支援をしています。新生児聴覚スクリーニング検査でリファアとなり、わが子がきこえていないかもしれないと告げられた時の保護者の驚きや不安は、当然大きいものです。ひだまり・MOE では、聴覚障がい専門とする心理士ができるだけ早くお会いし、わいてくる不安や疑問、とりわけネガティブな感情にも寄り添いながら、保護者のありのままの思いをおききするところから支援しています。

今どうかかわったらいいの？

同じ体験をしている
ママ、パパに
会ってみたい

教育はどうなっているのかな？

きこえない人の
話をききたいな

きこえない子の
心理や発達について
教えてほしい

対象は、補聴器・人工内耳装用児、難病や他の障がいを併せもつ児、軽中等度・一側性難聴児等、あらゆるきこえの子どもたちとご家族で、聴覚障がい児支援についての情報を偏りなく提供しています。

ひだまり・MOE では、愛着形成の出発点から子どもの成長を見守り、継続して応援しています。年齢に応じてさまざまな節目に迷い悩む時に、いつでも相談できる「心理的な港」として、聴覚障がい児さんとご家族を迎えられる場でありたいと思っています。

.....

お母さん、お父さんのお話をうかがいながら、
赤ちゃんとの笑顔あふれるやりとりを共にはぐくんでいきたい。
そう願って、私たちはお待ちしております。

.....

<お問い合わせ・お申込み>

☎ 090-3848-7195 ✉ hidamari-moe@comekko.org



3 早期支援の必要性

乳幼児にとって、保護者とのコミュニケーションの確立が最も重要です。このため、コミュニケーションの方法の選択については家庭内で使用されている言語が重要な因子となります。保護者が適切に判断できるように十分な情報の提供と適切な助言を行い、保護者の希望に沿った早期支援が必要です。どのような方法であっても、早期から行うことが望まれます。

(1) 早期支援の目的

脳の可塑性が認められる時期の学習が有効であることは広く認められており、聴覚障がい児においても早期支援が言語力、言語性認知能力を高めることが実証されています。早期支援は個々の子どもの諸能力が最大限に発達するのを援助し、子どもと家族の要望に応じてコミュニケーション能力、生活能力、感情的な安定、自己の肯定的な評価などが獲得できるように計画されなくてはなりません。

早期支援が効果を上げるためには、支援開始時期、個々の子どもと家族に対応した支援プログラムの幅広さと柔軟性、支援プログラム実施の頻度、個人差を認識すること、支援専門家の直接の指導、家族支援などが重要です。

(2) 親子関係確立の援助

親子関係が確立されることは育児の根幹ですが、障がい（もしくはその疑いがある）児の場合には、子どもの障がいや将来に対する不安を持って育児に当たることになるため、良好な親子関係の確立の援助がなお一層重要です。保護者が障がいの告知によって混乱し、悲観する時期を経て、これを乗り越え、積極的に育児ができるように、聴覚障がいとその支援に関する正しい知識を持った者が加わって、支援やカウンセリングを行うことが必要です。支援に当たる専門家としては、言語聴覚士、聴覚支援学校教員、児童発達支援機関の指導員などが中心となり、小児科医、耳鼻咽喉科医、病院の臨床心理士、保健師、医療社会福祉士、児童相談所などの協力を得て、関係者の連携を取りながら行うことが望まれます。

子どもに接する時間が長い母親が育児の中心となる場合が多くなりますが、母親のみに荷重な負担がかからないように周囲の者の支援も大切です。良好な親子関係の確立が、子どもの発達に不可欠であり、また、子どもの発達全体の中で、言語も発達します。

4 保護者への支援において特に配慮すべき事から

保護者の心情はその時々で変わりうる複雑なもので一つの型にはめることはできませんが、「聴覚障がい（もしくはその疑い）がある」子どもを持つ保護者は、以下の事からを感じたり、直面したりする可能性があります。

- 自分を責めてしまう気持ち

聴覚障がいの疑いがあるとされた場合、「なぜうちの子が」という当惑の後、「なんでちゃんと産んであげられなかったのか」などと自責感を抱く母親もいます。周囲、特に家族（実父母や夫、義父母）による母親への支持が必要となる場合もあり、家族全体への支援が必要となる場合もあります。

- 育児不安

子育てには少なからず不安が伴いますが、きこえとの関係でさらに特別な育児が必要なのかという不安が生じることがあります。聴覚障がいの有無に関わらず、子育ての基本は同じであること、子どもを可愛がること、育児を楽しむことが大切だと伝える支援が必要となります。きこえに配慮した子育てについては、専門家の指導に任せつつ、子どもの発達段階に応じて、育児不安を増強しないよう丁寧に相談にのっていくことが大切です。

また、「がんばりすぎてしまう」保護者もいるため、その点についても注意する必要があります。

- 愛着形成の問題

新生児期に聴覚障がいの疑いを指摘されると、その衝撃から、保護者が大きなストレスを抱え不安定になることで、子どもとの関係性も不安定になり、愛着形成に問題が起こる可能性も考えられます。要精密検査となった子どもの家庭については、その後も継続して十分に気をつけて見守ることが重要です。

- 家庭内の「受容」の問題

聴覚障がいの疑いを指摘された時に、家族の誰かが検査結果を「認めない」ことも、生じ得ます。その結果、母親が板挟みとなり、子どものきこえが心配でも精密検査に連れて行けず、産後の心身の疲労の中、さらに孤独に苦しむことも考えられます。短期的に家庭内の問題に介入し解消することは困難ですが、支援する立場として家族との関係にも気を配り状況を把握しつつ、気持ちに寄り添う支援を行いながら精密検査等の適切な対応に結び付けましょう。

5 コミュニケーションの方法

コミュニケーションの方法としては、聴覚口話法、手話、キュードスピーチ、指文字などがありますが、乳幼児には子どもの状態に合わせ、聴覚活用を行いながら視覚活用も併用すること（トータルコミュニケーション）が多いです。

保護者が健聴で、聴覚を活用するコミュニケーションを選択する場合は、保有聴力を活用し、補聴器を装着して聴覚口話法の指導を行います。子どもの言語獲得の状況に合わせて、指導の過程で手話やキュードスピーチあるいは指文字等を併用する場合があります。一般的には、聴覚障がいの方が重度で、補聴器の効果が不十分な場合は、人工内耳手術の適応も考えられます。

健聴の保護者が手話によるコミュニケーションを選択した場合は、手話による指導を行います。この場合は、家族の手話学習の支援も必要です。保護者が聴覚障がい者で手話が使ええる場合は、子どもが自然に手話を習得できることもあり、保護者とのコミュニケーションが確立できます。保護者が手話を使えない場合でも、保護者が子どもと手話によるコミュニケーションを選択した場合は、保護者への手話学習の支援を行います。

（1）聴覚口話法

補聴器装用あるいは人工内耳手術により保有聴力を活用して、聴き、話しことばによるコミュニケーションを行う方法です。口形を読む口話法（読話）も併用されることが多いです。

（2）手話

手話（日本手話）は聴覚障がい者の間に生まれた言語で、手指の動きを中心にして、頭や上体の動きと顔の表情、視線、口型などによって表現する視覚言語であり、日本語とは異なる独自の文法と語彙の体系を持っています。日本語に対応して手話単語を並べたものではありません。他の言語と同様、乳幼児の段階から触れることで自然習得が可能であり、聴覚障がい者や聴覚障がい者の家庭に生まれた子どもは手話を母語としています。その一方、手話と日本語の折衷的な構造を持つ日本語対应手話と呼ばれるシステムも口話教育を受けた聴覚障がい者を中心に発展してきたものです。

（3）指文字

50音と数字を1字ごとに指の形で作ります。手話で表現しきれないことば、固有名詞など、新しい事柄で対応した手話がない場合などに使用され、また、聴覚口話法と併用されることもあります。

(4) キュードスピーチ

視覚を用いるコミュニケーションであり、5つの母音の口形＋行毎の手のサイン（キュー）で1つの音を表します。口話法を用いた場合に、口形では判別しにくい音の理解を助けるためにも用いられています。

コラム「福祉情報コミュニケーションセンター」

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターは、府内に点在していた視聴覚障がい者情報提供施設などを集約し、障がいのある方の意思疎通を支援することや、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下「大阪府手話言語条例」という。）に基づき、乳幼児・その保護者への手話習得の支援等を行うことを目的とし、令和2年6月15日に森之宮にオープンしました。これらの取り組みにより、障がいのある方が主体的に活動できる環境づくりを進めています。

また、同センターを国の「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の最終報告（令和元年）に記載されている、聴覚障がい児と保護者に対し、適切な情報提供等をするための中核拠点として位置づけ、手話言語条例の施策を含む聴覚障がい児支援機能を推進しております。

【主なセンター機能】

・聴覚障がい児への支援

聴覚に障がいのあることがわかった乳幼児とその保護者の相談支援や関係機関等へのつなぎ、手話などのことばの力を育む一貫した支援を実施します。

・聴覚障がい者への支援

手話通訳者と要約筆記者の養成と派遣、映像コンテンツの製作、製作した媒体の配信などを実施します。

・盲ろう者等への支援

視覚と聴覚に重複して重度の障がいのある盲ろう者等を支援する通訳・介助者の養成と派遣、盲ろう者等の歩行訓練、情報通信機器活用訓練などの取り組みを実施します。

・視覚障がい児者への支援

点字図書や声の図書の貸し出しを行う点字図書館を運営し、視覚障がい児者の生活訓練などの取り組みを実施します。

・失語症者向けの専門人材育成など

失語症者への意思疎通支援を行う専門人材の育成などを実施します。

・障がい者の総合相談支援等

障がい者とそのご家族の相談支援を行う「障がい者110番」事業等を実施し、関係機関等につなげるなど切れ目のない支援を行います。

【所在地】 大阪市東成区中道一丁目3番59号

コラム「手話言語」

◇手話言語条例

国連の障害者権利条約では「手話は言語」の定義が盛り込まれており、日本は障害者基本法に基づき手話を言語として認知しています。全国でも多くの都道府県や市町村で手話に関する条例が制定されています。

大阪府では、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的とした大阪府手話言語条例を平成 29 年 3 月に施行しました。

本条例は、5条の構成となっており、第1条で条例の目的、第2条で言語としての手話の認識の普及、第3条で乳幼児期から保護者とともに手話を習得する機会の確保、第4条で学校による手話の習得の機会の確保への支援、第5条で事業者による手話の習得の機会の確保への支援をそれぞれ定めております。

聴覚に障がいのある乳幼児が、手話を身近なものとして捉え、手話を言語として習得していくことができる支援を行うことは重要です。そのためには、日常生活の中で、乳幼児も保護者も手話に接していくことが大切と考えています。

◇大阪府「こめっこプロジェクト」

大阪府では、手話言語条例第3条に基づき、乳幼児期から手話を習得するための「こめっこプロジェクト」を実施しています。同プロジェクトでは、聴覚に障がいのあることがわかった乳幼児等に係る相談支援や関係機関との連携、手話の獲得・習得支援等を担う専門人材の養成・派遣などといった取り組みを行っています。同プロジェクトについては、聴覚障がい児の中核支援拠点である府立福祉情報コミュニケーションセンターで実施しております。

・大阪府「こめっこプロジェクト」における主な支援内容

保護者の心理的支援

聴覚障がい児支援に関する情報の提供

保護者間の情報交換の場の提供

ロールモデルとの出会い

手話の獲得・習得支援

コラム「こめっこ」活動について

きこえない子どもたちの^{ことば}ころ・手話・家族を大切に

「こめっこ」はきこえない・きこえにくい子どもとその家族が、手話とろう者に出会える場として、2017年6月から始動しました。遊びを中心としたプログラムの中で、子どもたちの手話言語獲得と、保護者の手話習得を支援しています。

0～6歳の未就学児とその家族を対象に、^{ことば}手話のあふれる場所で、子どもたちは楽しみながらわかる体験をし、仲間や先輩ろう者とかかわり、伝え合う力をはぐくみます。

活動のひとつである「BABY こめっこ」では、0～3歳の乳幼児を対象に、週2日つどいの場を設けています。乳幼児たちはろうスタッフと遊びながら目で見てわかる^{ことば}手話を自然に吸収します。やがて子どもたちは小さな手の動きと豊かな表情で気持ちを伝え始めます。わかるのね！伝えてくれる！すご～い！と、スタッフも保護者もひとつになって成長を喜び分かち合います。保護者が育児の中で使える手話を楽しく学べるよう工夫し、子どもの発達やかかわり方についての相談にも応じています。

土曜日の「こめっこ」活動には0～6歳児たちみんなが集まります。日本手話から作り出された表現作品やあそびをはじめ、オリジナルたいそう、えほんよみ、手話劇などを家族と一緒に楽しめます。こうして子どもたちは自然に手話を獲得し、さらに手話力を磨きながら、わかる・伝えられる自分、ルールやプロセスがわかる自分を実感して成長します。

NPO こめっこでは、手話言語の獲得と聴覚活用を両輪と捉えており、人工内耳を装用する子どもたちも大勢参加しています。

 BABY こめっこ（0～3歳児）：毎週火曜日・金曜日の午後

 こめっこ（0～6歳の未就学児）：第1、第3土曜日の午後

 放課後こめっこ（3～6歳児）：平日の午後

 場所：府立福祉情報コミュニケーションセンター

*活動中は通訳スタッフが日本語音声に訳しますので、手話がわからなくても大丈夫です！



Ⅱ 障がい福祉サービス等について



Ⅱ 障がい福祉サービス等について

1 障がい福祉サービス等一覧

主に聴覚障がい（もしくはその疑いがある）児支援に関する障がい福祉サービス等は以下のとおりです。

（１）児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

（２）保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

（３）障がい児相談支援

障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画を作成します。

支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行います。

◇就学前の障がい児の発達支援の無償化について

令和元年 10 月 1 日から、3 歳から 5 歳までの障がいのある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化されています。

無料となるサービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設です。

※利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の実費で負担しているもの）は支払う必要があります。

※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記のサービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

2 障がい福祉サービス等を利用するまでの流れ

◇児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等のうち、「通所サービス（療育機関含む。）」を利用する場合の流れは、次のとおりです。

①相談・申請

障がい児通所支援の利用について障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費（以下「障がい児通所給付費等」という。）の支給を受けようとする障がい児の保護者は、市町村（または市町村の委託を受けた相談支援事業者）にサービス利用について相談し、市町村に対して支給申請を行います。

②障がい児支援利用計画案の提出依頼

通所給付決定の申請若しくは通所給付決定の変更の申請に係る障がい児の保護者に対し、障がい児支援利用計画案の提出を依頼します。

③調査

市町村は、支給申請があったときは、当該申請に係る障がい児又は障がい児の保護者と面接をし、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査を行うとともに、当該障がい児及びその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向を聴取します。

④障がい児支援利用計画案等の作成・提出

市町村から障がい児支援利用計画案の提出を求められた障がい児の保護者は、指定障がい児相談支援事業者が作成した障がい児支援利用計画案を提出する。なお、市町村から障がい児支援利用計画案の提出を求められた障がい児の保護者は、身近な地域に指定障がい児相談支援事業者がない場合又は指定障がい児相談支援事業者以外の障がい児支援利用計画案の提出を希望する場合には、指定障がい児相談支援事業者が作成する計画案に代えて当該事業者以外の者が作成する障がい児支援利用計画案を提出できます。（セルフプラン）

⑤児童相談所等の意見聴取

市町村は、必要に応じて、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関（以下「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができます。なお、児童相談所等は意見を述べるに当たって必要に応じて、当該支給申請に係る障がい児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができます。

⑥通所支給要否決定

市町村は、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障がい児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定します。

⑦通所受給者証の交付

市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の必要な事項を記載した通所受給者証を交付します。

⑧障がい児支援利用計画の作成

指定障がい児相談支援事業者は、通所給付決定が行われた後に、指定障がい児通所支援事業者との連絡調整等を行うとともに、当該通所給付決定に係る障がい児通所支援の種類及び内容等を記載した障がい児支援利用計画を作成します。

⑨障がい福祉サービス等の利用

サービス提供事業所と契約し、サービスを利用します。

コラム「セルフプランとは」

◇セルフプランとは

サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案は、障がい福祉サービス等を利用する障がい者（児）の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるものです。

計画には、サービス利用者の希望する生活を実現するために必要となるサービスが記載されます。サービス利用者、家族、支援者が作成します。また、受給者証更新の際には、計画案の見直し等をしていただき再提出していただく必要があります。

◇セルフプランの対象者

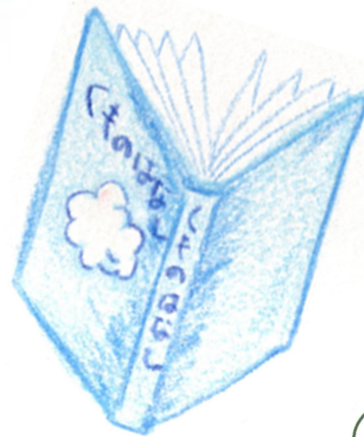
以下のすべての要件にあてはまる方が対象となります。

- ・セルフプランの作成を希望する方
- ・自分自身（家族・支援者を含む）でサービスの利用調整が出来る方

◇費用について

セルフプランの場合、市から計画作成者に対する報酬の支払いはありません。

Ⅲ 関係機関の役割



Ⅲ 関係機関の役割

1 市町村の役割（福祉分野）

◇市町村は、障がいのある児童の保護者等からの相談に応じ、障がい児通所支援の利用にかかる一連の手続きを実施します。

①通所給付決定の申請若しくは通所給付決定の変更の申請に係る障がい児の保護者等に対し、障がい児支援利用計画案の提出を依頼します。

②市町村は、支給申請があったときは、当該申請に係る障がい児又は障がい児の保護者と面接をし、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省で定める事項について調査を行うとともに、当該障がい児及びその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向を聴取します。

③市町村は、必要に応じて、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関（以下「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができます。なお、児童相談所等は意見を述べるに当たって必要に応じて、当該支給申請に係る障がい児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができます。

④市町村は、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障がい児支援利用計画案を勘案して支給の可否を決定します。

⑤市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の必要な事項を記載した通所受給者証を交付します。

⑥市町村は、審査の結果、サービスを提供した事業者から提出された請求書を適正と認めた場合、障がい児通所給付費等の支給額を確定し、事業者に支払います。

◇3～5歳までの障がいのある子どもたちのための児童発達支援、保育所等訪問支援などの利用者負担の無償化に対応します。

◇公的助成制度があります。主な制度は以下のとおりです。

①身体障がい者手帳の交付

身体障がい者手帳を交付します。手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できます。

②補装具費支給制度

補装具費支給制度により、失われた身体機能の補完、代替する補聴器等の用具の購入・修理に要する費用を支給します。

③軽度・中等度難聴児への補聴器購入費の交付

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を交付します。(P.33 参照) また、市町村によって補聴器を購入するために検査を受けた難聴児に対し、その検査料(他制度で助成を受けている場合を除く)を交付する場合があります。

※大阪府内(政令市・中核市を除く。)に居住し身体障がい者手帳の交付対象とならない中等度難聴児への補聴器購入費及び補聴器購入にかかる検査料の交付は大阪府が実施していますが、各市町村障がい福祉担当課に窓口としてのご協力をいただいています。

2 大阪府の役割(福祉分野)

(1) きこえの相談

※P.5をご参照ください。

(2) 障がい児等療育支援事業

障がい児(者)の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、来談・訪問等により、療育指導・相談に係る助言・指導・研修を行っています。

(3) 軽度・中等度難聴児への補聴器購入費の交付

※上記公費助成制度③をご参照ください。

3 療育機関等の役割

◇精密検査機関と連携して聴覚障がい児に対する初期援助(保護者の相談やコミュニケーション方法の指導等)を行います。

①子どもの状況に応じ、個別に計画的な支援を行います。

②保護者に対し、相談支援・情報提供を行います。

◇保護者に対するカウンセリングや保護者同士の交流の場の提供等、府や関係機関と連携して支援を進めます。

コラム「療育機関の一日①」

ゆうなぎ園（児童発達支援センター）

http://osaka-drc.sakura.ne.jp/welfare/outpatient_04.php



ゆうなぎ園では、午前は0・1歳、2歳の子どもたちがグループで活動します。音遊びや運動遊び、製作遊びなどを通して親子で、また職員と表情、身振りや手話、発語、視線、指さしなど色々な方法でやりとりを楽しみます。グループは保護者の皆さんどうして育児の悩みやアイデアなどを共有していただく場となっています。個別対応の支援のみに通われる方もおられます。個別では様々な遊びの後にお子さんの発達についてお話し、家でとり入れていただくことよいことをお伝えします。保護者の方と難聴に対するサポートや育児、就園、就学などについても話し合います。聴力の測定や補聴器の調整も個別に実施します。

午後は3歳児、4歳児、5歳児のグループ支援です。様々な遊びを通して子どもどうしのやりとりやことばの理解や表現力を支援しています。希望制でリトミックや人工内耳のお子さんのグループ活動にも参加していただけます。

地域生活を支援するために保育所等訪問支援事業で、お子さんの通う幼稚園や保育園を職員が訪問しています。支援の内容は個別の時間を使って保護者にご報告します。職員は卒園児さんの学校訪問にも出かけます。

コラム「療育機関の一日②」

ぴよんぴよん教室（児童発達支援・放課後等デイサービス）

<http://daishikyo.or.jp/pyonpyon.html>



河内長野市にある河内長野ぴよんぴよん教室では午後1時ごろから幼稚園や保育園帰りの子どもたちが集まってきます。今日は4歳児さんのグループ支援の日です。

4人の子どもたちが先生の手話にあわせて順番にお歌を歌っていますね。このあとは、絵本を読んだり、みんなが大好きなゲームをしたりで、約2時間ことばをたっぷり使います。

教室は朝9時～17時まで。午前中は乳幼児、夕方からは小中学生の個別支援とお子さまに合わせた支援を行っています。



その他のぴよんぴよん教室についてはホームページをご覧ください。

4 教育機関の役割

◇早期教育における保護者の果たす役割は非常に大きく、乳幼児を対象にした早期教育を実施する教育機関では、毎日の生活の中で子どもにいろいろなことを経験させ、意図的に働きかけるとともに、言語を獲得する機会を提供できるよう、保護者に対して継続的な支援を行っています。

大阪府においては、府立聴覚支援学校（府立生野聴覚支援学校、府立堺聴覚支援学校、府立中央聴覚支援学校）で、就学前の0～2歳児やその保護者を対象とした早期教育相談を実施しています。

◇保護者支援の基本方針

＊文部科学省「聴覚障害教育の手引ー言語に関する指導の充実を目指してー」令和2年3月より

①保護者の心理面に配慮すること

- ・保護者のその時々心理的な状態を把握し、抱えている様々な不安を少しでも解消し、具体的な見通しをもてるようにする。
- ・望ましい親子関係を作る支援をすることを念頭に置いて、教育相談を行う。

②個々への対応を通して保護者との信頼関係を築くこと

- ・保護者の話をよく聞き、個々の事情を把握した上で、保護者の気持ちや考えに寄り合いながら、支援を進める。

③障がいの理解を図り、コミュニケーションの重要性を伝えること

- ・子どもへの接し方を保護者が身に付け、子どもと保護者が、豊かなコミュニケーションができるようにする。

コラム 「早期教育相談では、どんなことをしていますか。」

◇具体的な取組み

- ・保護者が、子どもとのコミュニケーションや子育てに必要なスキルを身に付けるため、ブロック遊びやお絵描きなどの活動を設定し、その場で具体的に指導や助言を行ったり、相談担当者がモデルを示したりします。
- ・保護者に、知っておいて欲しいことなどを話題にした学習会を開催しています。テーマによっては、幼稚部の保護者と一緒に行うことがあり、幼稚部の保護者から子育てや成長について、直接、経験談を聞くことができます。

IV 支援に関する Q&A



Ⅳ 支援に関するQ&A

※Q1～Q15 については、「大阪府新生児聴覚検査事業の手引き」（平成 30 年3月作成）
をご参照ください。新生児聴覚検査に関する Q&A を記載しております。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/sinseizityoukaku.html>



Q16 新生児スクリーニング検査で「リファア（要再検）」となったが、相談できる
機関はありますか。

A16 府は、令和 2 年 6 月 15 日に、府立福祉情報コミュニケーションセンター
を開設し、聴覚障がい児早期支援中核機能拠点として位置づけました。同施
設では、NPO 法人手話言語獲得習得支援研究機構 ひだまりMOE、児童発
達支援センター（社福）愛徳福社会 ゆうなぎ園、児童発達支援事業所（社福）
大阪肢体不自由者協会 ぴよんぴよん教室による相談支援体制を整備してい
ます（相談支援ネットワーク（代表機関 ひだまりMOE））。（P.5、29 参
照）

同ネットワークでは、臨床心理士を配置しており、新生児スクリーニング
検査で「リファア（要再検）」となった時点から相談を受け付けておりますの
で、聴覚に障がいの疑いがある時点から、安心してお問い合わせください。

Q17 府立福祉情報コミュニケーションセンターは、聴覚障がい児早期支援中核機
能拠点とのことであるが、どのような情報を得ることができますか。

A17 療育などの障がい福祉サービス等機関の情報はもちろんのこと、早期教育
相談を実施している府立聴覚支援学校等様々な機関と連携しており、それぞ
れの紹介が可能です。（P.5、6 参照）

Q18 手話を習得する様々な方法について。各区市町村の行政機関で行う手話奉仕
員養成講座、地域の手話サークルなどの情報を教えてほしいです。

Q18 大阪聴力障害者協会（P.29 参照）へお問合せください。

V 資料・様式



V 資料・様式

1 関係機関リスト

(1) 精密検査実施医療機関 ※大阪府耳鼻咽喉科医会より

精密聴力検査機関

(R4.3.月時点)

		医療機関名	郵便番号	所在地	代表電話番号	(予約等窓口) 電話番号
) 3 大 阪 市 内 (	1	大阪市立総合医療センター 耳鼻咽喉科	534-0021	大阪市都島区都島本通2-13-22	06-6929-1221	(地域医療連携センター) 06-6929-3643 (直通)
	2	淀川キリスト教病院	533-0024	大阪市東淀川区柴島1-7-50	0120-364-489	(地域医療連携センター) 0120-803-220 (直通)
	3	大阪市立大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科	545-8586	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121	(耳鼻科外来) 代表番号と同じ
大 阪 府 内 (	4	大阪母子医療センター	594-1101	大阪府和泉市室堂町840	072-556-1220	(患者支援センター・地域医療連携) 0725-56-9890 (直通)
	5	大阪医科薬科大学病院 耳鼻咽喉科	569-8686	大阪府高槻市大学町2-7	072-683-1221	(医療連携室) 072-684-6338 (直通)
	6	関西医科大学付属病院 耳鼻咽喉科	573-1191	枚方市新町2-3-1	072-804-0101	地域医療連携部病診連携課 072-804-2742 (直通)
	7	大阪大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科	565-0871	大阪府吹田市山田丘2-2	06-6879-5111	(患者包括サポートセンター) (医療機関専用番号) 06-6879-5080
	8	近畿大学病院医学部附属病院 耳鼻咽喉科	589-8511	大阪府大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221	(地域連携課) 072-366-0241 (直通)
	9	りんくう総合医療センター	598-8577	大阪府泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111	(地域医療連携室) 072-469-7835(直通)

※ いずれの窓口においても、「新生児聴覚スクリーニング検査の結果、ABR等精密検査を受診する必要がある」ということをお伝えください。

二次聴力検査機関

(R4.3.月時点)

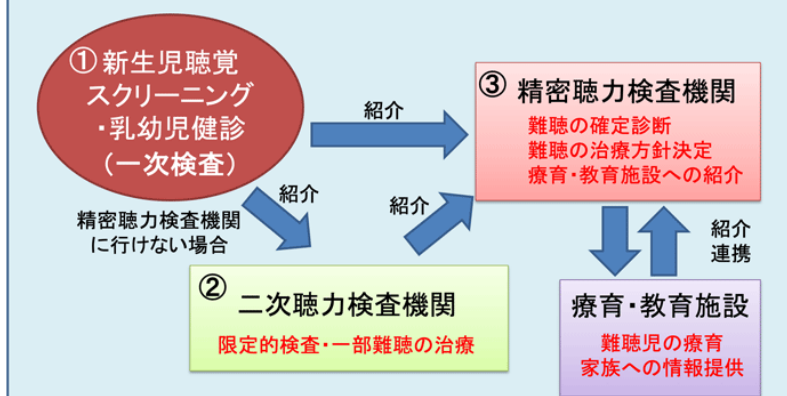
		医療機関名	郵便番号	所在地	代表電話番号
大 阪 市 内 (	1	大阪急性期・総合医療センター	558-8558	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201
	2	大阪府済生会中津病院	530-0012	大阪市北区芝田2-10-39	06-6372-0333
	3	大阪医療センター	540-0006	大阪府大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331
	4	大手前病院	540-0008	大阪市中央区大手前1-5-34	06-6941-0484
	5	大阪府済生会野江病院	536-0001	大阪府大阪市城東区古市1-3-25	06-6932-0401
	6	JHCO大阪病院	553-0003	大阪市福島区福島4-2-78	06-6441-5451
	7	日本生命済生会日本生命病院	550-0006	大阪市西区江之子島2-1-54	06-6443-3446
大 阪 府 内 (	8	市立吹田市民病院	564-8567	大阪府吹田市岸部新町5-7	06-6387-3311
	9	八尾市立病院 耳鼻咽喉科	581-0069	八尾市龍華町1-3-1	072-922-0881
	10	関西医科大学総合医療センター	570-8507	大阪府守口市文園町10-15	06-6992-1001
	11	市立池田病院	563-8510	大阪府池田市城南3-1-18	072-751-2881
	12	市立豊中病院	560-8565	大阪府豊中市柴原町4-14-1	06-6843-0101
	13	松下記念病院	570-8540	大阪府守口市外島町5-55	06-6992-1231
	14	大阪府済生会吹田病院	564-0013	大阪府吹田市川園町1-2	06-6382-1521
	15	市立東大阪医療センター	578-8588	東大阪市西岩田3-4-5	06-6781-5101
	16	関西医科大学香里病院	572-8551	大阪府寝屋川市香里本通町8-45	072-832-5321
	17	市立ひらかた病院	573-1013	大阪府枚方市禁野本町2-14-1	082-847-2821
	18	箕面市立病院	562-0014	大阪府箕面市萱野5-7-1	072-728-2001

大阪府新生児聴覚検査から支援までを遅滞なく円滑に実施するための手引き

精密聴力検査機関						
大阪母子医療センター		〒594-1101	大阪府和泉市聖堂町840			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	○	○	4
児先の療育・教育機関 大阪府立堺聴覚支援学校、びよんびよん教室、大阪府立中央聴覚支援学校、ほか						
大阪市立総合医療センター		〒534-0021	大阪府大阪市都島区都島本通2丁目13番22号			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	○	○	3
児先の療育・教育機関 大阪府立中央聴覚支援学校、大阪府立生野聴覚支援学校、びよんびよん教室、ほか						
淀川キリスト教病院		〒533-0024	大阪府大阪市東淀川区柴島1-7-50			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	-	○	2
児先の療育・教育機関 びよんびよん教室、大阪府立中央聴覚支援学校、大阪府立生野聴覚支援学校、ほか						
大阪医科薬科大学病院		〒569-8686	大阪府高槻市大学町2-7			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	○	○	2
児先の療育・教育機関 びよんびよん教室、めばえ教室、高槻市立うの花保育園						
関西医科大学付属病院		〒573-1191	大阪府枚方市新町2丁目3番1号			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	-	○	-	○	2
児先の療育・教育機関 びよんびよん教室						
大阪市立大学医学部附属病院		〒545-8586	大阪府大阪市阿倍野区旭町1-5-7			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	○	○	3
児先の療育・教育機関 大阪発達総合療育センター、ゆななぎ園児童発達支援センター、大阪府立中央聴覚支援学校、大阪府立生野聴覚支援学校、ほか						
大阪大学医学部附属病院		〒565-0871	大阪府吹田市山田丘2-15			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	○	○	3
児先の療育・教育機関 びよんびよん教室、大阪府立生野聴覚支援学校、ゆななぎ園、ほか						
近畿大学病院		〒589-8511	大阪府大阪狭山市大野東377-2			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	○	○	5
児先の療育・教育機関 びよんびよん教室、大阪府立堺聴覚支援学校、ほか						
りんくう総合医療センター		〒598-8577	大阪府泉佐野市りんくう往来北2-23			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	○	○	1
児先の療育・教育機関 大阪府立堺聴覚支援学校						

二次聴力検査機関						
市立吹田市民病院		〒564-8567	大阪府吹田市岸部新町5番7号			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	-	-	0
大阪急性期・総合医療センター		〒558-8558	大阪府大阪市住吉区万代東3丁目1-56			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	○	○	1
八尾市立病院		〒581-0069	大阪府八尾市龍華町1丁目3番1号			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	-	○	1
関西医科大学総合医療センター		〒570-8507	大阪府守口市文園町10-15			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	-	-	○	-	-	1
大阪府済生会中津病院		〒530-0012	大阪府大阪市北区芝田2-10-39			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	○	○	1
市立池田病院		〒563-8510	大阪府池田市城南3-1-18			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	○	○	4
市立豊中病院		〒560-8565	大阪府豊中市茶原町4-14-1			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	-	-	○	-	-	0
松下記念病院		〒570-8540	大阪府守口市外島町5-55			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	-	-	○	-	-	0
大阪府済生会吹田病院		〒564-0013	大阪府吹田市川園町1番2号			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	-	○	3
大阪医療センター		〒540-0006	大阪府大阪市中央区法円坂2丁目1-14			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	-	-	1
市立東大阪医療センター		〒578-8588	大阪府東大阪市西岩田3-4-5			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	-	-	○	-	-	0
関西医科大学香里病院		〒572-8551	大阪府寝屋川市香里本通町8番45号			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	-	-	○	-	-	0
大手前病院		〒540-0008	大阪府大阪市中央区大手前1-5-34			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	○	○	○	○	○	3
市立ひらかた病院		〒573-1013	大阪府枚方市禁野本町2-14-1			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	-	-	○	-	-	0
大阪府済生会野江病院		〒536-0001	大阪府大阪市城東区古市1-3-25			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	-	-	○	-	-	0
大阪病院		〒553-0003	大阪府大阪市福島区福島4-2-78			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	-	-	○	-	-	0
箕面市立病院		〒562-0014	大阪府箕面市萱野5-7-1			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	-	-	○	-	-	0
日本生命病院		〒550-0006	大阪府大阪市西区江之子島2丁目1番54号			
耳鼻咽喉科医	COR	遊戯聴力検査	ABR	ASSR	OAE	STの人数
常勤	-	-	○	-	○	0

新生児聴覚スクリーニング検査でリファアとでたら



(参考)
一般社団法人
日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
ホームページより

(2) 周知・啓発資料

●赤ちゃんのきこえ

こんなとき、どうしたらいいの？

「Q：病院で、耳の検査を受けるかどうか聞かれたけれど、生まれたばかりなので、1か月健診のときでもいいですか？」

A：生後間もない赤ちゃんは、眠っていることが多いです。この検査は、眠っている間あるいは泣かずにじっとしている間に行いますので、生後すぐの方が検査はしやすいです。また、病院では出産入院中しか実施していないところもあります。

Q：新生児聴覚検査で「パス」と言われました。難聴の心配はないと思っていいですか？

A：子どもの成長の過程で、中耳炎やおたふくかぜなどによって聞こえの障がいが起こることもあります。乳幼児健診等で聞こえやことばのチェックを受けたり、気になれば、お住まいの保健（福祉）センターなどにご相談ください。

Q：生まれた病院では、新生児聴覚検査をしていないと言われました。どうしたらいいですか？

A：生まれた病院あるいはお住まいの保健（福祉）センターにご相談ください。

【発行】大阪府健康医療部保健医療室
〒540-8570
大阪市中央区大手前2丁目
TEL 06-6941-0351（代表）

赤ちゃんのころからの「耳の聞こえ」や「ことば」の相談先

聴覚障がい児の中核支援拠点

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
代表機関：ひだまり・MOE
連携機関：ゆうなぎ園、びよんびよん教室 他
〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59
TEL 090-3848-7195
MAIL hidamari-moe@comekko.org

大阪府立中央聴覚支援学校 早期教育相談
〒540-0005 大阪市中央区上町1-19-31
TEL：06-6761-1419 FAX：06-6762-1800

大阪府立生野聴覚支援学校
いくの聴覚言語支援センター 教育相談
〒544-0034 大阪市生野区桃谷1-2-1
TEL：06-6717-3366 FAX：06-6717-5865

大阪府立堺聴覚支援学校
聴覚支援センター 早期教育相談
〒591-8034 堺市北区百舌鳥南町1
TEL：072-257-5471 FAX：072-257-3310

こめっこ（手話言語獲得支援等）
〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59
TEL：06-6748-0084 FAX：06-6748-0089

児童発達支援センター
大阪発達総合療育センター「ゆうなぎ園」
〒552-0004 大阪市港区夕風2-5-3
TEL：06-6574-2521 FAX：06-6574-2524

障がい児（難聴・その他）と保護者のための
びよんびよん教室
〈問い合わせ先〉大阪府肢体不自由者協会
〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35
TEL：06-6940-4181 FAX：06-6943-4661

「耳の聞こえ」の心配があれば、お住まいの
保健（福祉）センターに相談しましょう。

市町村名 保健センターまたは母子保健 検索

また、お近くの耳鼻咽喉科医院でも
ご相談することができます。



赤ちゃんの 耳の聞こえ



大阪府健康医療部
保健医療室

新生児聴覚検査

生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえのための検査のことです。

（通常は、出産後3日～1週間頃に検査を受けます。）

聞こえの障がいは目に見えず、新生児聴覚検査を受けない場合、2歳頃までわからないことが多く、発見が遅れがちになります。

聞こえに障がいがあることに気づかずにいると、ことばの発達が遅れたり、コミュニケーションがとりにくいなどで支障が起きます。

新生児聴覚検査で、聞こえの障がいを早く見つけ、適切な支援を受けることで、赤ちゃんのことばの発達を促すことができます。



耳の聞こえとことばの発達

ことばの発達には個人差があります。

気になることがあれば、お住まいの保健（福祉）センターにご相談ください。

3～4か月ころ

- ★大きな音に驚きます
- ★声の聞こえた方を見ます
- ★呼びかけに対し、「あ～」「う～」と声を出してこたえます

6～7か月ころ

- ★音のなる方に顔を向けます
- ★声を出して笑います
- ★音のなるおもちゃに興味を持ちます

9～10か月ころ

- ★名前を呼ばれると振り向きます
- ★話している人の口元をじっと見ます
- ★音楽や歌にじっと聞き入ります

3歳ころ

3歳児聴覚検査を受けましょう！
3歳児健診のときに聴覚検査に関するアンケート等が送られますので、記入して健診のときに提出してください

1歳6か月ころ

- ★見えないところからの呼びかけに反応します
- ★テレビの音や音楽などに振り向きます
- ★意味のあることばを3つ以上話します

1歳ころ

- ★音やリズムに合わせて体をゆらします
- ★大人のことばをまねようとして
- ★「マンマ」「ぶーぶー」などのことばが出始めます

●難聴児の中核支援拠点の相談窓口



難聴児と保護者の相談支援ネットワーク事業

大阪府では、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター(※)を

難聴児早期支援の中核機能拠点として、難聴児とその保護者を対象に相談支援等を行っています。

相談支援ネットワーク 相談窓口「ひだまり・MOE」

「ひだまり・MOE」は、大阪府が大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内に設置している難聴児に関する相談窓口です。
「ひだまり・MOE」にご相談いただければ、相談支援ネットワークで連携している療育機関「ゆうなぎ園」「ぴよんぴよん教室」のほか、手話言語獲得支援機関、聴覚支援学校の早期教育相談等、ご希望の支援機関へのおつなぎをお手伝いさせていただきます。
「聴覚障がい」の診断前(新生児聴覚スクリーニング検査で再検査(リファ)となった場合)でもお気軽にご相談いただけます。

電話: 090-3848-7195

Email: info@hidamarimoe.com



相談支援ネットワークとして連携

ゆうなぎ園

((社福)愛徳福祉会)

電話: 06-6574-2521

FAX: 06-6574-2524



聞こえやことばに障がいのあるお子さまへの支援を行う通園施設です。保護者と一緒に通い、集団や個別の支援の他、リトミックや行事、保護者勉強会などを通じ、様々な支援を行います。
大阪メトロ中央線「朝潮橋駅」から 徒歩5分

療育に関する相談

ぴよんぴよん教室

((社福)大阪府肢体不自由者協会)

電話: 06-6940-4181

FAX: 06-6943-4661



お子さまの聞こえや、言語発達に応じた個別の支援計画を立て、保護者と協力しながら、一人ひとりに応じた助言や支援を行います。
摂津市・寝屋川市・河内長野市・堺市南区に教室があります。

NPOこめっこ

((特非) 手話言語獲得習得支援研究機構)

電話: 06-6748-0084

FAX: 06-6748-0089

手話言語獲得支援事業

0～3歳の赤ちゃんたちが遊びをとおして手話にふれる「べびこめ」などを実施しています。
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内にて実施しています。

聴覚支援学校

聴覚支援学校早期支援

大阪府内では、生野聴覚支援学校・堺聴覚支援学校・中央聴覚支援学校の3校が早期教育相談を実施しています。

教育庁

各市町村保健センター等や、早期教育相談を実施している府立聴覚支援学校とも連携し、「オール大阪」で難聴児支援を実施しています。

(※) 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

TEL: 06-6748-0084

FAX: 06-6748-0089

ホームページ: <http://osakacommunication.com/>

所在地

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道1-3-59

アクセス

JR環状線(大阪メトロ中央線または長堀鶴見緑地線)

「森ノ宮駅」から

中央大通り南側を東へ約140m

二つ目の交差点を右折し南へ約280m



大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課

(3) 早期支援・相談機関

難聴児や保護者への早期支援・相談を行います。

【難聴児の中核支援拠点】

1	府立福祉情報コミュニケーションセンター（ひだまり・MOE）	〒537-0025	大阪市東成区中道-3-59	090-3848-7195(電話) info@hidamarimoe.com
---	-------------------------------	-----------	---------------	---

【府内の支援学校】

1	大阪府立生野聴覚支援学校 いくの聴覚言語支援センター 教育相談	〒544-0034	大阪市生野区桃谷 1-2-1	06-6717-3366(電話) 06-6717-5865(ファックス) youmail@kuno-rosaka-c.ne.jp
2	大阪府立堺聴覚支援学校 聴覚支援センター 早期教育相談	〒591-8034	堺市北区百舌鳥陵南町 1	072-257-5471(電話) 072-257-3310(ファックス) sakai-r@sbox.osaka-c.ed.jp
3	大阪府立中央聴覚支援学校 早期教育相談	〒540-0005	大阪市中央区上町 1-19-31	06-6761-1419(電話) 06-6762-1800(ファックス) chuochokakuss@sbox.pref.osaka.lg.jp

【聴覚障がい児のための児童発達支援センター】

1	児童発達支援センター 「ゆうなぎ園」	〒552-0004	大阪市港区夕凧 2-5-3	06-6574-2521(電話) 06-6574-2524(ファックス) yunagien@oska-drc.jp
---	-----------------------	-----------	---------------	---

【障がい児（難聴・その他）と保護者のためのぴょんぴょん教室】

1	大阪府肢体不自由者協会 ぴょんぴょん教室本部	〒540-0006	大阪市中央区法円坂 1-1-18	06-6940-4181(電話) 06-6943-4661(ファックス) info@daishikyo.or.jp
2	北摂教室	〒566-0024	摂津市正雀本町 2-21-1 イー・ティー・ワンビル	06-6155-6503(電話) 06-6155-6510(ファックス)
3	寝屋川教室（寝屋川ぴょんぴょん相談室 併設）	〒572-0837	寝屋川市早子町 23-2 アドバンスねやかわ二号館	072-811-5901(電話) 072-811-5901(ファックス)
4	泉北教室（泉北ぴょんぴょん相談室 併設）	〒590-0137	堺市南区城山台 5-1-2 ファインプラザ大阪内	072-294-8113(電話) 072-294-8113(ファックス)
5	河内長野教室	〒586-0032	河内長野市栄町 25-37 児童療育支援プラザ内	0721-26-7312(電話) 0721-26-7312(ファックス)

【聴覚障がい児（者）支援関連機関】

1	大阪府言語聴覚士会	〒543-0045	大阪市天王寺区寺田町 2-5-6 サンプラザ寺田駅前ビル 701B	oosakastjimu@yahoo.co.jp
2	Silent Voice （サイレントボイス）	〒542-0061	大阪市中央区安堂寺町 1-3-12 大阪谷町ビル 4F	06-4302-5799 (電話) 06-4302-5798 (ファックス) sv-contact@silentvoice.co.jp
3	児童発達支援事業所 「なないろ」	〒530-0047	大阪府大阪市北区西天満 6-4-13 グランビルド荒木 301	06-6926-4095(電話) 06-6926-4096(ファックス) osaka-nanairo@kids-power.co.jp
4	大阪聴力障害者協会	〒537-0025	大阪市東成区中道 1-3-59	06-6748-0380(電話) 06-6748-0383(ファックス) rouosaka@yo.rim.or.jp
5	手話言語獲得習得支援研究機構 （NPO こめっこ）	〒537-0025	大阪市東成区中道 1-3-59	06-6748-0084(電話) 06-6748-0089(ファックス) info@comekko.org

(4) 市町村保健センター

市町村名	担 当	郵便番号	所在地	電話番号
	母子保健担当（保健センター）			
池田市	健康増進課（保健福祉総合センター）	563-0025	池田市城南3-1-40	072-754-6034
箕面市	箕面市教育委員会子ども未来創造局子どもすこやか室	562-0003	箕面市西小路4丁目6番1号	072-724-6768
豊能町	健康増進課（保健福祉センター）	563-0103	豊能郡豊能町東ときわ台1-2-6	072-738-3813
能勢町	福祉部健康づくり課健康管理担当	563-0351	豊能郡能勢町栗栖82-1	072-731-3201
茨木市	子育て支援課（こども健康センター）	567-0031	茨木市春日三丁目13番5号	072-621-5901
摂津市	出産育児課	566-8555	摂津市三島1-1-1	06-6170-2181
島本町	いきいき健康課	618-0022	三島郡島本町桜井3-4-1	075-961-1122
守口市	健康推進課	570-0033	守口市大宮通1-13-7	06-6992-2217
門真市	健康増進課（保健福祉センター）	571-0064	門真市御堂町14-1	06-6904-6500
大東市	地域保健課	574-0028	大東市幸町8-1	072-874-9500
四條畷市	保健センター	575-0052	四條畷市中野3丁目5番28号	072-877-1231
交野市	健康増進課	576-0034	交野市天野が原町5-5-1	072-893-6405
松原市	地域保健課	580-8501	松原市阿保1丁目1番1号	072-334-1550（代）
羽曳野市	健康増進課	583-0857	羽曳野市誉田4丁目2番3号	072-956-1000
藤井寺市	健康課	583-8583	藤井寺市岡1-1-1	072-939-1112
柏原市	こども家庭安心課（保健センター）	582-0018	柏原市大泉4丁目15-35	072-973-5516
富田林市	健康づくり推進課	584-0082	富田林市向陽台一丁目3番35号	0721-28-5520
河内長野市	健康推進課（保健センター）	586-0008	河内長野市木戸東町2番1号	0721-55-0301
大阪狭山市	健康推進グループ（保健センター）	589-0032	大阪狭山市岩室1-97-3	072-367-1300
太子町	いきいき健康課（保健センター）	583-0992	南河内郡太子町大字山田88	0721-98-5520
河南町	健康づくり推進課	585-0014	大阪府南河内郡河南町大字白木1371番地	0721-93-2500
千早赤阪村	健康課（保健センター）	585-0041	大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分195-1	0721-72-0069
和泉市	健康づくり推進室 健康増進担当（保健センター）	594-0071	和泉市府中町四丁目22番5号	0725-47-1551
	健康づくり推進室 健康増進担当（保健福祉センター）	594-0041	和泉市いぶき野5-4-7	0725-57-6620
泉大津市	子育て応援課	595-8686	泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131（代）
高石市	地域包括ケア推進課	592-8585	高石市加茂4丁目1番1号	072-267-1160
忠岡町	健康こども課	595-0805	泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号	0725-22-1122
岸和田市	健康推進課（保健センター）	596-0045	岸和田市別所町3丁目12番1号	072-423-8811
貝塚市	健康子ども部健康推進課（保健センター）	597-0072	貝塚市畠中1-18-8	072-433-7000
泉佐野市	健康福祉部健康推進課	598-8550	泉佐野市市場東1丁目295番地の3	072-463-1212
阪南市	健康増進課	599-0203	阪南市黒田263-1	072-472-2800
泉南市	保健推進課	590-0504	泉南市信達市場1584-1	072-482-7615
熊取町	子育て支援課（総合保健福祉センター）	590-0451	大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番8号	072-452-6294
田尻町	健康課（総合保健福祉センター）	598-0091	泉南郡田尻町嘉祥寺883-1	072-466-8811
岬町	福祉課（保健センター）	599-0311	泉南郡岬町多奈川谷川2424-3	072-492-2424

各中核市

高槻市	子ども保健課（子ども保健センター）	569-0096	高槻市八丁畷町12-5	072-648-3272
東大阪市	保健所母子保健・感染症課	578-0941	東大阪市岩田町4-3-22-300	072-960-3805
	東保健センター	579-8054	東大阪市旭町1-1	072-982-2603
	中保健保健センター	578-0941	東大阪市岩田町4-3-22-300	072-965-6411
	西保健センター	577-0054	東大阪市高井田元町2-8-27	06-6788-0085
豊中市	母子保健課中部母子保健係	560-0023	豊中市岡上の町2-1-15	06-6858-2293
	母子保健課千里母子保健係	560-0082	豊中市新千里東町1-2-2 千里コラボ2階	06-6873-2721
	母子保健課庄内母子保健係	561-0826	豊中市島江町1-3-14-101	06-6332-8555
枚方市	地域健康福祉室 母子保健担当（保健センター）	573-1197	枚方市禁野本町2丁目13番13号	072-840-7221
八尾市	健康推進課（保健センター）	581-0833	八尾市旭ヶ丘5-85-16	072-993-8600
寝屋川市	子育て支援課（保健福祉センター）	572-8533	寝屋川市池田西町28-22	072-838-0374
吹田市	保健センター	564-0072	吹田市出口町19-2	06-6339-1212

大阪府新生児聴覚検査から支援までを遅滞なく円滑に実施するための手引き

各指定都市

指定都市	担 当	郵便番号	所在地	電話番号
大阪市	大阪市こども青少年局子育て支援部管理課	530-8201	大阪市北区中之島1丁目3-20	06-6208-9966
	北区保健福祉センター	530-8401	大阪市北区扇町2-1-27	06-6313-9968
	都島区保健福祉センター	534-0027	大阪市都島区中野町5-15-21（分館）	06-6882-9968
	福島区保健福祉センター	553-8501	大阪市福島区大開1-8-1	06-6464-9968
	此花区保健福祉センター	554-8501	大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9968
	中央区保健福祉センター	541-8518	大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-6267-9968
	西区保健福祉センター	550-8501	大阪市西区新町4-5-14	06-6532-9968
	港区保健福祉センター	552-8510	大阪市港区市岡1-15-25	06-6576-9968
	大正区保健福祉センター	551-8501	大阪市大正区千島2-7-95	06-4394-9968
	天王寺区保健福祉センター	543-8501	大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9968
	浪速区保健福祉センター	556-8501	大阪市浪速区敷津東1-4-20	06-6647-9968
	西淀川区保健福祉センター	555-8501	大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-9968
	淀川区保健福祉センター	532-8501	大阪市淀川区十三東2-3-3	06-6308-9968
	東淀川区保健福祉センター	533-8501	大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-4809-9968
	東成区保健福祉センター	537-8501	大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9968
	生野区保健福祉センター	544-8501	大阪市生野区勝山南町3-1-19	06-6715-9968
	旭区保健福祉センター	535-8501	大阪市旭区大宮1-1-17	06-6957-9968
	城東区保健福祉センター	536-8510	大阪市城東区中央3-5-45	06-6930-9968
	鶴見区保健福祉センター	538-8510	大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6915-9968
	阿倍野区保健福祉センター	545-8501	大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9968
	住之江区保健福祉センター	559-8601	大阪市住之区御崎3-1-17	06-6682-9968
	住吉区保健福祉センター	558-8501	大阪市住吉区南住吉3-15-55	06-6694-9968
	東住吉区保健福祉センター	546-8501	大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-9968
	平野区保健福祉センター	547-8580	大阪市平野区背戸口3-8-19	06-4302-9968
	西成区保健福祉センター	557-8501	大阪市西成区岸里1-5-20	06-6659-9968

※各担当：地域保健活動業務担当

堺市	堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課	569-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7612
	堺保健センター	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-238-0123
	中保健センター	599-8236	堺市中区深井沢町2470-7	072-270-8100
	東保健センター	599-8112	堺市東区日置荘原寺町195-1	072-287-8120
	西保健センター	593-8324	堺市西区鳳南町6丁600	072-271-2012
	南保健センター	590-0141	堺市南区桃山台1丁目1-1	072-293-1222
	北保健センター	591-8021	堺市北区新金岡町5丁目1-4	072-258-6600
	美原保健センター	587-0002	堺市美原区黒山782-11	072-362-8681

(5) 府保健所

保健所名	郵便番号	所在地	電話/ファックス	所管区域
池田保健所	563-0041	池田市満寿美町3-19	072-751-2990 072-751-3234	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	567-0813	茨木市大住町8-11	072-624-4668 072-623-6856	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	570-0083	守口市京阪本通2-5-5 守口市新庁舎8階	06-6993-3131 06-6993-3136	守口市、門真市
四條畷保健所	575-0034	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-1021 072-876-4484	四條畷市、交野市、大東市
藤井寺保健所	583-0024	藤井寺市藤井寺1-8-36	0729-55-4181 0729-39-6479	藤井寺市、松原市、羽曳野市、柏原市
富田林保健所	584-0031	富田林寿町3-1-35	0721-23-2681 0721-24-7940	富田林市、大阪狭山市、河内長野市、 河南町、太子町、千早赤阪村
和泉保健所	594-0071	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1342 0725-43-9136	和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町
岸和田保健所	596-0076	岸和田市野田町3-13-1	0724-22-5681 0724-22-7501	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	598-0001	泉佐野市上瓦屋583-1	0724-62-7701 0724-62-5426	泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、 熊取町、岬町

2 聴覚障がい児（家庭）への公的助成制度

公的助成制度を受けるためには、身体障がい者手帳の交付が原則となりますが、等級により、利用できる内容が異なり、また、居住する市町村によって独自のサービスを行っている場合もあります。市町村の福祉担当課等に相談してください。

主な制度は以下のとおりです。

制度の種類	内 容
身体障がい者手帳の交付	手帳には、障がいの程度により 1 級から 6 級までの区分がある。障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できる。
自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいのある児童（18 歳未満）に対し、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給。身体障がい者手帳の所持は問わない。 自己負担等：医療費の一割負担（所得に応じた負担上限額あり）
重度障がい者医療費の助成	重度の障がいのある方にかかる医療費の自己負担額の一部を助成する（所得制限あり）。 対象：身体障がい者手帳 1、2 級所持者、知的障がいの程度が重度と判定された人、精神障がい者保健福祉手帳 1 級所持者、特定医療費（特定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障がい年金（または特別児童扶養手当）1 級該当者、身体障がい者手帳を所持している中度の知的障がいのある人 自己負担等：1 医療機関等当たり入院・入院外各 500 円以内/日（月 3,000 円限度）
補装具費支給制度	失われた身体機能の補完、代替する用具の購入・修理に要する費用を支給する。 対象補装具：補聴器等 自己負担等：用具の種類別に基準額あり（所得に応じた負担上限額あり）
中等度難聴児への補聴器購入費の交付【大阪府】	身体障がい者手帳の交付に対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を交付する。また、補聴器を購入するために検査を受けた難聴児に対し、その検査料（他制度で助成を受けている場合を除く）を交付する。 対象：身体障がい者手帳の交付対象とならない（両耳 60 デシベル以上の）中等度難聴児。 ※居住地が政令市、中核市の場合は居住市が実施 窓口：本事業は大阪府が実施しているが、各市町村障がい福祉担当課に窓口としてご協力いただいているもの。
軽度難聴児への補聴器購入費の交付【市町村】	国制度や大阪府事業の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入等に要する費用の一部を交付する。（本事業は、令和 3 年 12 月時点で下表の市町村において実施されている）。 対象：原則両耳 30 以上～60 デシベル未満の軽度・中等度難聴児。 ※市町村により異なる場合がありますので、詳細は担当窓口にて

お問い合わせください。

(令和3年12月現在)

市町村	担当窓口	電話番号／ファクス番号
大阪市	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	06-6208-8245／06-6202-6962
堺市	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	072-228-7411／072-228-8918
岸和田市	福祉部 障害者支援課	072-423-9446／072-431-0580
豊中市	健康福祉部 障害福祉課	06-6858-2232／06-6858-1122
池田市	福祉部 障がい福祉課	072-754-6255／072-752-5234
吹田市	福祉部 障がい福祉室	06-6384-1347／06-6385-1031
高槻市	健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課	072-674-7164／072-674-7188
貝塚市	福祉部 障害福祉課	072-433-7012／072-433-1082
守口市	健康福祉部 障がい福祉課	06-6992-1630／06-6991-2494
枚方市	健康福祉部 福祉事務所 障害 福祉担当	072-841-1457／072-841-5123
茨木市	こども育成部 子育て支援課	072-620-1633／072-622-8722
八尾市	健康福祉部 障がい福祉課	072-924-3838／072-922-4900
泉佐野市	健康福祉部 地域共生推進課	072-463-1212／072-463-8600 (内線：2156)
富田林市	子育て福祉部 障がい福祉課	0721-25-1000／0721-25-3123 (内線：194)
寝屋川市	福祉部 障害福祉課	072-838-0382／072-812-2118
河内長野市	福祉部 障がい福祉課	0721-53-1111／0721-52-4920 (内線：186)
松原市	福祉部 障害福祉課	072-337-3115／072-337-3007
大東市	福祉・子ども部 障害福祉課	072-870-9630／072-873-3838
和泉市	福祉部 障がい福祉課	0725-99-8133／0725-44-0111
箕面市	健康福祉部 障害福祉室	072-727-9506／072-727-3539
柏原市	障害福祉課	072-972-1508／072-972-2200
羽曳野市	保健福祉部 障害福祉課	072-947-3823／072-957-1238
門真市	保健福祉部 障がい福祉課	06-6902-6154／06-6905-9510
摂津市	保健福祉部 障害福祉課	06-6383-1374／06-6383-9031
高石市	保健福祉部 高齢・障がい福祉課	072-275-6294／072-265-3100
藤井寺市	健康福祉部 福祉総務課	072-939-1106／072-939-0399
東大阪市	障害者支援室 障害施策推進課	06-4309-3183／06-4309-3815
泉南市	福祉保険部 障害福祉課	072-483-8252／072-480-2134
四條畷市	健康福祉部 障がい福祉課	072-877-2121／072-879-2596 (内線：676)
交野市	福祉部 障がい福祉課	072-893-6400／072-895-6065 (内線：626)
大阪狭山市	健康福祉部 福祉グループ	072-366-0011／072-366-9696 (内線：304)
阪南市	こども未来部 こども家庭課 家庭児童相談室	072-471-5678／072-473-3504
島本町	健康福祉部 福祉推進課	075-962-7460／075-962-5652
豊能町	保健福祉部 福祉課 福祉相談 支援室	072-738-7770／072-738-3407
熊取町	健康福祉部 障がい福祉課 障 がい福祉グループ	072-452-6289／072-453-7196
田尻町	民生部 こども課	072-466-5013／072-466-8841
岬町	しあわせ創造部 福祉課	072-492-2700／072-492-5814

	太子町	健康福祉部 福祉介護課	0721-98-5519／0721-98-2773
	河南町	教・育部 こども1ばん課	0721-93-2500／0721-93-7560 (内線：161)
日常生活用具の給付	障がい者が日常生活をより円滑に営むための用具を給付または貸与する。 種類：聴覚障がい者用通信装置等 自己負担等：一部自己負担あり		
特別児童扶養手当の支給	20 歳未満の政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している保護者に支給する（所得制限あり）。 令和 4 年 3 月現在 支給額（月額）1 級：52,500 円 2 級：34,970 円 ※令和 4 年 4 月以降 支給額（月額）1 級：52,400 円 2 級：34,900 円		
障がい児福祉手当	20 歳未満の重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする障がい児に支給される（所得制限あり）。 令和 4 年 3 月現在 支給額（月額）14,880 円 ※令和 4 年 4 月以降 支給額（月額）14,850 円		
手話通訳者・要約筆記者の派遣	障害者総合支援法に基づき、手話通訳者・要約筆記者を派遣する（特に専門性の高いものについては大阪府にて実施）。 窓口：居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課		

参考：身体障害者福祉法による身体障害者障害程度等級表

等級	聴覚障がいの程度
2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）
3 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 90 デシベル以上のもの （耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
4 級	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ 80 デシベル以上のもの （耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50％以下のもの
6 級	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの （40 cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの

コラム「補聴器と人工内耳」

【補聴器】

補聴器は音のエネルギーを電氣的エネルギーに変換して、それを増幅し、再び音のエネルギーに変換して耳に伝える医療機器です。

補聴器の種類は形状により、ポケット型、耳かけ型、耳あな型、眼鏡型などがあります。現在多くがデジタル式で、聴覚検査から考える適切な音の出し方を補聴器技能者などが補聴器をコンピューターに繋いで調整します。さらに、集団補聴や学校における難聴児への補聴として、デジタル通信式、FM式、ループ式、赤外線式などの音声伝達システムを付加できる補聴器もあります。

乳幼児の場合、始めの頃は装用を嫌がる人が多いのですが、やがて慣れてくるので、少しずつ装用時間を延長していき、小さい音から始めて、検査の結果や家庭などの反応をみながら徐々に調整していきます。

【人工内耳】

人工内耳は、蝸牛神経を直接刺激できる電極を挿入し、電気刺激で神経を刺激し、脳で音とことばの感覚を得る装置です。音を電気の信号に変える装置と、その信号を神経に刺激して伝える部分になります。手術適応も徐々に変化しており、小児に関しては、1991年に最初の人工内耳手術が施行されて以来、年々その数は増加しています。

現在、原則1歳以上（体重8kg以上）で手術は可能であり、条件が合えば、適切な早期の手術が望ましいです。

3 用語解説

1) 児童発達支援

児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練として、「児童発達支援事業」と「児童発達支援センター」がある。「センター」は施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての機能を担う。

2) 聴覚支援学校

幼稚園（3歳から就学までが対象）から小学部においては、補聴器などを活用して、話しことばの習得を促したり、言語力を高めたりする指導を行っている。また、幼稚園では、入学前段階の3歳未満児への教育相談を行っている。中学部や高等部では、指文字や手話なども用いて、基礎学力の向上や障がいの自覚にかかわる指導をしている。幼稚園を中心に、障がいのある乳幼児やその保護者に対して、子どもの発達段階や障がいに配慮した養育のあり方、遊びの工夫等について早期からの教育相談を行うなど、地域における特別支援教育の相談センターとしての役割を果たすように努めている。

3) 早期支援機関

この手引きにおいては、児童発達支援機関、聴覚支援学校幼稚園教育相談、その他医療機関等で、専門家の指導による難聴乳幼児の指導を行う機関、及びきこえの相談窓口（P.5参照）等を指す。

4 参考文献

- 1 厚生労働省 「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書」

令和2年3月

厚生労働科学研究令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業新生児期および乳幼児期における聴覚検査の実施体制に関する実態調査研究

- 2 厚生労働省 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」

令和3年4月

- 3 厚生労働省 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」

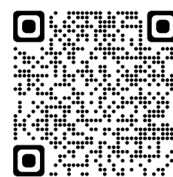
令和3年4月

- 4 大阪府 「大阪府新生児聴覚検査事業の手引き」

平成30年3月

※掲載内容について、情報を更新する場合は、大阪府福祉部障がい福祉室のホームページの「大阪府新生児聴覚検査から支援までを遅滞なく円滑に実施するための手引き」に掲載します。

アドレス：<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/>



- おわりに -

当手引書を作成するにあたり、以下の機関の方々に意見照会等を実施いたしました。ご協力いただきありがとうございました。今後、当手引書が広く支援者の方々にご活用いただき、療育等支援に円滑につなげる一助となりますと幸いです。

国立大学法人 神戸大学 大学院 人間発達環境学研究科
一般社団法人大阪府医師会
一般社団法人大阪産婦人科医会
一般社団法人大阪府耳鼻咽喉科医会
一般社団法人大阪小児科医会
一般社団法人大阪府言語聴覚士会
社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会
公益社団法人大阪聴力障害者協会
社会福祉法人愛徳福祉会大阪発達総合療育センターゆうなぎ園
府内各市町村

（参考：当手引書の大阪府関係所属）

大阪府 福祉部 障がい福祉室
大阪府 健康医療部 保健医療室
大阪府 教育庁 教育振興室
大阪府立支援学校（3校）
大阪府立中央聴覚支援学校、大阪府立生野聴覚支援学校、
大阪府立堺聴覚支援学校
大阪府保健所長会

